

(議事について、事務局より説明)

(会議の公開を決定)

議題 かながわ文化芸術振興計画改定素案作成に向けた整理について

事務局から資料1-1～1-7、2について説明後、次のとおり審議を行った。

○伊藤委員

それでは、質問していきたいと思うが、まず、この議題に関しては、論点がいくつかあるため、資料は全部説明されたが、最初に、資料1-2文化芸術を取り巻く状況の変化について、皆様から御意見をいただきたい。

これについては、前回の審議会でも議論をしたが、今回は新しい委員もいらっしゃるため、特に御質問あればお願いしたい。

この内容は参考にある現在の計画の3ページ目にもあるとおり、「文化芸術を取り巻く状況の変化」に記載されることになるため、前回からどういう形で変化したか、など、御質問、御意見あればお願いしたい。

○山田委員

前回の議論と状況が大きく変わった点はないと思うが、私の周辺で言うと、経済格差が進んで、子どもたちが文化に親しむ余裕がなくなってきている。まさに憲法で言う「文化的な最低限度の生活」自体が厳しくなっている状況にあるため、後ほど、重点施策で議論しても良いかと思うが、経済的に困窮している中で、特に若い世代が文化に親しむ機会を確保していく、というような施策を、状況を勘案して考えていくことが必要と思っている。

○伊藤委員

経済格差の問題、これは、コロナの項目に入ればいいのか、部活動の地域移行の項目に入ればいいのか検討しながら、もしうまく入るのであれば、経済状況も含めて記載してもいいと思う。

他にどうか。4番に、文化芸術推進基本計画第2期を策定とあるが、空欄になっている。これに関しては、石田委員が国の審議会の委員もされており、国で中間報告がまとまっているので、その状況について簡単に説明をお願いしたい。

○石田委員

この案件に関しては非常に皆さんからの注目も集めており、昨日も全国公立文化施設協会の全国アートマネジメント人材育成講座でもお話してきた。

この文化芸術推進基本計画(第2期)は、文化芸術基本法が2017年に施行されて第1期が作られたが、それが5年経ち、今年度までのものである。

第2期は来年度から有効なものとして今策定途中である。文化政策部会で審議をしている委員の一人として、発言させていただく。

現在の状況をお話すると、その答申が3月に文科大臣に対して審議会から行われるという、直前の状況であり、今年度に入ってかなりの数の会議を重ねており、ついこの間、1月16日にも行われたところである。そこでは、この新しく定められる第2期の計画の中間案が示され、それに対して、パブリックコメントを集めていたが、そのパブリックコメントを反映させながらの議論がなされたところである。

次は2月22日におそらく最後の文化政策部会が行われ、そこで大枠が決まり、答申に向けて、動くことになる。

内容についてはHPを見ていただければと思うが、簡単に構成と特徴だけ申し上げる。

文化芸術推進基本計画(第2期)の構成は、過去5年間を振り返り、第1期計画の評価などの振

り返りをした上で、中長期目標を4つ、重点取組を7つ、それに基づく施策区分16が明記される予定である。この整理は、第1期の内容が比較的入り組んでいて分かりにくいということが、委員の中からかなり意見が出たため、私も中心となって申し上げたポイントとして、改訂されることになる。

中長期目標4つに関しては第1期とほぼ変わらない対応になっている。これは中期であるため、5年よりももっと長く有効なものとしていこう、という考え方を文化庁が示しており、こちらについてはほとんど変わらない。

その基で定められた7つの重点取組に関して、キーワードで申し上げますと、1が文化芸術活動の推進で、2が文化資源の保存と活用、これは文化財となる。3が子ども、4が多様性、5がグローバル展開、6が地方創生、7がデジタル。こういった項目を活用して、取り組んでいくということが示されている。これは最終決定ではないが、今後、これがほぼ変わらない形で答申案に反映されていくことになると思う。

その7つの取組に基づいて16の施策区分というものが提起されている。これは既存の文化庁の予算や事業に基づいて、それが整理されていくと考えていただいてもよろしいかと思う。特徴は地域に関して明記されているということである。地方公共団体においても条例や計画の策定には持続的に対応してほしいといったようなことが明記されている状況にある。

というところで、まさに今、我々は県の文化芸術振興計画策定の作業の最中にあるので、ぜひ、次回の文化政策部会の方も注視していただければと思う。今の私のまとめは、昨日行った公立文化施設協会のセミナーのホームページに掲載してあるので、そちらの資料をご覧いただければ、一層御理解いただけるだろう。

○伊藤委員

石田委員からの報告も含めて、御質問、御意見があればお願いしたい。

国の方針にも、子どもとか多様性とか、あるいはデジタルとか、グローバルゼーション、といった形で今回の県の計画を考えていく中で、そんなに大きな差はないのではないか、かなり近いのではないかという気がする。

私たちとしても同じような検討をしている、という視点に立っていくわけであるが、この部分、特に新しい委員の方たちで気になる点があれば、ぜひお願いしたい。

○大下委員

私は大和市として県とは別に、市で計画を策定していく立場にある。その中で感じていることとして、7番の部活動の地域移行について、地域の現場では、本当に困惑しているところがある。

地域の方々に、移行について事前相談もなく、意思決定が一方的に進んでいる気がする。

県の計画の中では、改正案で、文化活動の地域移行が今回新しく追加されたが、国の方でも計画改定において、部活動の地域移行をどう考え、取組を盛り込んでいくのか教えていただきたい。

○石田委員

私が参加している国の審議会である文化政策部会の中ではこれに関する話題が具体的に話されているわけではない。ただ、来年度の文化庁の予算をご覧いただければ分かるとおおり、これに関する予算は示されているし、取組に対する方向性は見える。ただし、その実施に至る時間軸が若干長めになってきている。やはり地域でも、それぞれの課題というのが色々聞こえてくる中で、強硬に押し進めることもできない中で、どう進めるのか、というのは時間を掛けるというような、方向性になるという認識をしている。

○伊藤委員

この問題に関しては、次の資料1－3のところ、もう一度議論していきたいと思う。私も市町村の計画づくりも二つくらいタッチしているが、市のレベルでは非常に唐突感があるということは承知しているため、後でも議論していきたい。

次に、今日の議論のポイントになっている資料1－3のかながわ文化芸術振興計画の改定に向けた課題について、そして、資料2にも部活動の地域移行についてあるので、それと現行の計画を参考にしながら進めたい。

まず資料1－3をご覧ください。注意喚起したいと思うが、対応案のところに、微妙な言い回しがある。例えば1ページ目の対応案のところに、「追加するか検討する」という「か」という言葉が入っている。それから次のページでいくと、今後の対応案のところに「追加することを検討する」となっている。ここは事前に議論をいただき、この「を」の方は、取り組む必要があるという感じであるが、「か」の方に関しては、地方自治体として、国が対応する方向性を出していたとしても、対応すべきかどうかについては議論しないといけない、と。従って、「か」という書き方になっている、ということ念頭に置いて、御議論をお願いしたい。

今回は特に議論しなくてはいけないポイントだけを、5か所取り上げているが、最初にまず県民の文化活動の充実というところで、主な課題として、先ほどデジタル化という話が出たが、DX時代に対応した著作権制度について取り上げられていて、その普及が求められてきている状況がある。この状況に対して、県としては対応するのはどうか、著作権に関する知識の普及と向上に向けた取組を施策事業として追加するかどうか、これについて御意見があればお願いしたい。

○山田委員

必要なことであると思う。ただし、実態としては、著作権分野の問題の大多数はインターネット上の問題が多い。県としてどこまでできるのか、というのはなかなか難しい問題だと思っている。そのため、県として具体的なトラブル事例等があり、解決しなければならない課題等があれば入れた方がいいと思うが、そうではなく一般的なことで言うのであれば、県でできることの限界性を考えると、わざわざ入れなくてもいいと思っている。

○伊藤委員

事前の打ち合わせでも、今、山田委員がおっしゃったことが話題となり、県としては、余程の事情でもない限り、入れにくいのではないかと、いう状況もある。一応、県としては、これは重要な問題だということは重々押さえた上で、しかし計画書の中に何か取り組む、ということ明記する必要はない、という形でもよろしいか。

次に、子どもと高齢者のところが重要になってくるが、子どもの文化芸術活動への充実というところで、部活動の地域移行の問題が出てくる。「地域クラブ活動」について追加することを検討すると書いているが、県のレベルと市町のレベルで結構違ってくると思うので、先ほど大下委員から出された問題も含めて、もう少し検討していきたいと思う。

まず学校の部活の地域移行に関して、これは多分総論としては、皆さん方は賛成ではないかなと思うが、これは実際に現場にいる方たちにとってどうなのか、市等の基礎自治体の方もいらっしゃるし、合唱関係や演劇関係など、協力を要請されてくるような方もいらっしゃると思うので、率直な御意見があればお願いしたい。

○井上委員

この地域移行に関して私も当事者であり、中学校の演劇部の外部指導に、もう20年くらい関わっているが、当初はほぼ報酬もないような状態であった。確か横浜市では2年くらい前から、会計年度職員という形で雇用されている形になっているが、今後のことを考えると最大の問題は、責任の

重さに対する待遇のアンバランスである。

報酬について具体的には申せないが、最低賃金に少し足されたくらい。しかも上限額が決められている。そのため生活できる程の収入を得られない職業であるにも関わらず、どうなるか分からないが引率もせよ、と言われる。

そうすると引率の際の事故の責任を、一義的に負わされる可能性がある。そういうものを負わされるのに、その待遇か、というところがあって、実はこの資料見てもその点の問題点あまり書かれてないところに、現場としての不安をすごく感じている。

全体として地域に移行していくことに対して、私自身、地域でそういう活動、市民参加のイベントを多く手がけているため、大きな方向性としては賛成であるが、そういった細かい各論の部分の議論がなされないまま、先ほど大下委員が言われたとおり、スポーツの例を文化にかなり押しつけているところがあり、無理があるのではないか、というのが現場としての印象である。

そういう経験のある方や、色々な声があれば、ぜひ意見を伺わせていただき、自分自身の考えの参考にしたい。

○伊藤委員

合唱はどうか。

○杉山委員

私は一般の方なので部活動という形で活動は行っていないが、中学校・小学校の部門もあるので、その先生方がやはり同じように、地域移行に関しては突然こういうことになってしまって本当に困っている、という御意見をたくさんいただいている。現実的なことをもう少し皆さんに聞いて考えていきたいとは思いますが、先ほど井上委員がおっしゃったことと同じような問題を言っていることが現状である。

○伊藤委員

民俗芸能関係はどうか。

○平本委員

例えば人形芝居の団体など、子どもたちを指導していただいているが、クラブ活動とは別に行政の事業として実施しており、子どもたちの休みのときに参加してもらい、地域の伝統的な芸能を体験してもらって繋げていく、といった趣旨があった。

ただ指導していただいた団体の話を聞くと、やはり、子どもたちに来てもらって実施する中で、例えば怪我をしてしまったらどうする、などの問題が常に付きまとっている。

それからもう一つは、例えば、指導者の方たちの休みのたびに実施するというのも、当然皆さん家庭があるが、ボランティアという形で、無償で対応いただいております、皆さんの善意の中で実施していただいているところもあるが、本当のところを聞くと、やはり、そういった責任の重さに対し、無償ということではなくて多少の報酬等の気持ちがあればありがたい。

それは団体さんの活動の方にも繋げることができる。そういったことをおっしゃっていたので、地域移行ということになると、そういった問題を抱えているということを理解していただければと思う。

○伊藤委員

この問題が出る前から神奈川県においては、かなり子どもの体験機会を提供するための活動がされてきている。

今回はそれが、文科省から学校のクラブ活動を地域に移行する形で、学校業務の一環を地域が支

える形で出てきたところが、非常に複雑な問題になったのではないかと思う。

そういうことも踏まえて、現在中学校の吹奏楽部をとりあえずやってみよう、となっているようだが、こういう機会に、連携していくこと自体は悪いことではないのかなという気がする。

ただ、大下委員も言われたように、基本的には公立の中学校は市町の基礎自治体が所管しているので、県はあくまでも環境整備であり、協議会を作って情報提供などが求められているので、そういうことを踏まえて、どのように考えていけばいいか、意見があれば、自由にお願したい。

○大下委員

県がこれを計画の中に位置付けるのはどういうことなのか。部活の地域移行は、地域の社会資源の状況、人口減少の度合いも様々で、県内市町村の取組の方向性が異なっており、地域の中で、解決していく問題であると考え。

また、検討の主体が、市長部局となっている。しかし、部活は教育の一貫として取り組んできている。その中で、引率も行われているが、地域移行となった場合、何か事故が起こったら責任はだれがとるのか。文化活動以外のスポーツでも大きな問題であるということは事実としてある。

さらに、民間を活用すれば、参加者の自己負担も発生することもある。経済格差が問われているなか、負担を払えない生徒も発生し、地域移行の曜日は参加できない状況も起こりうる。モデル地区の実績では、一部の生徒は、土日の地域移行の活動には参加できていない実情もあると聞いている。市町村として何かできるかもしれないが、県としてこれをどうやってバックアップしていくのか。

結局市町村はそれぞれということになり、県としての対応が非常に難しいのではないかと、県で何ができるのか。各市町村では人口規模や将来人口、部活を支えていく体制も異なっており、それぞれに合った地域移行を考えないといけないときに、県がこういう形で、計画の中に地域移行という形を、載せること自体がどうなのか、という感想を持つ。

○伊藤委員

県の検討資料の中には、地域部活動について追加することを検討する、となっているが、この辺をどうするか、というところであるが、具体的に、この地域部活動について、何を追加するか。具体的な、例えば協議会を作って、こういったことについて、市町の担当者、或いは様々な団体、関係する団体の人たちと一緒に、作っていく、というレベルなのか。もう少し国が言っていることを、県としても推し進めていくのか、この辺のことを聞きたい。

○事務局（赤池文化課長）

今まさにガイドラインが出てスピード感とともにやっていく、というところで課題、色々な質問を国に投げたが、疑問に関してなかなか国から答えがないまま、可決されてしまった、というところである。ただ、先ほどお配りした資料にもあるとおり、都道府県としての役割もしっかり国の方のガイドラインに書かれているところである。

やはり子どもたちの文化芸術の体験の場として、地域で受け止めて行くこと自体が大切なことだと思っているので、どの辺までどう書けるか、というところは本当にこれからになると思うが、書かない、位置付けない、ということはないだろうと県としては考えているところである。

具体的にこう書ける、というところがお返しできないが、何かしら書いていく必要があると思っている。

○伊藤委員

青少年センターの方で、中学生よりも高校生の方が多いのかもしれないが、連携教育に取り組んでいるが、その辺の立場から見て、県の施設なので、どうなのか、情報提供をお願いしたい。

○事務局（楯屋舞台芸術担当部長）

青少年センターでは長年、県内の中学生、高校生の演劇とダンスの活動を、年間を通して学校と連携して実施している。これは、青少年センターの主催ではあるが、演劇については演劇専門部会の先生たちと、ダンスについてはダンス専門部会の先生たちと一緒に運営している。つまり、中学高校のそれぞれの部活と青少年センターの事業とを合体した形でやっている。

部活が先行してあって、それをよりスキルアップ、活性化させるために、青少年センターの企画に参画してもらい、舞台芸術を押し上げている。非常に特色のある事業といえる。

これが部活との連携ではなく、例えば青少年センターで全部やってくれ、となると、完成されたモデルケースが壊れてしまうというように思える。青少年センターで長年実施している連携事業は、優れた成功例であり、継続して実施出来ればと思っている。

○伊藤委員

それではこの部分に関しては、骨子案のレベルで具体的な内容をもう少し書いていただき、これは言い過ぎではないかと思えば、小さくしてもらおう、或いはもう少し踏み込んでもいいのではないかと、という御意見が出れば踏み込んでいく形で。今ここに書いてあるのはあまりに抽象的なので、骨子案の時点できちんと議論したいと思う。

次に高齢者・障がい者等のところであるが、ここに関して論点になってくるのは、日本語教育について追加するか、という部分で、日本語教育という問題についても県レベルで、何か施策の中で取り組んでいくのかどうか、その辺について御意見があればお願いしたい。

○大下委員

大和市は、外国人住民も多く、市国際化協会でも日本語教育に取り組んでいる。県として日本語教育についてどんなイメージで、この計画で取り組んでいこうとしているのか。

こちらも極めて地域性の高いものであるため、県レベルでどう計画で示していくのかを教えてください。

○事務局

文化課の所管事業として日本語教育というものを実施しているところは現状ないが、同じ県の組織の中の国際文化観光局の中に、国際課という所属があり、こちらの方で神奈川の地域の日本語教育の取組というものをやっている。こちらは、文化振興という形ではなく、外国籍県民の方々が生活に必要な日本語能力を身につけ、地域社会の一員として、安心して生活し活躍できる環境の整備に努めるというものであり、国際課の事業として実施しているものである。

今回資料の方に日本語教育について掲載させていただいた経緯であるが、文化庁内に国語課というような部署があることもあり、文化庁の方の計画の中に、日本語教育を推進していったって、外国人の方々の能力を上げていく、というような記載があった。国の方の文化の計画と県の計画を比較した際に、日本語教育について現状は入っていないので、委員の皆様の御意見、入れるべきか、県の文化振興計画ではいけないのではないか、というような御意見を賜りたく、今回入れさせていただいている次第である。入れた方がいいのではないかと、ということであれば、県の方ではで国際課の方で所管している事業であるけれども、それを文化の計画の関連事業として、整理していくようなことを考えている、という現状である。

○伊藤委員

あとで体系のところと触れるとおり、国際化の問題というのは結構大きな柱になっていて、特にここ数年間、審議会でもインバウンドだけではなくて、内なる国際化、まさに外国籍県民の人たちであるが、この方たちとの繋がりを大事にしていこう、ということに触れている。

そういう意味で、ここでも結構重要だと思うが、「外国籍県民」と「日本語教育」の両方書くということや焦点を当てることには、疑問がある方もいらっしゃると思う。

御意見あればお願いしたい。

○内田委員

外国籍県民のイメージがあまり沸かないが、要はこちらに住まわれて、お仕事をしたいって言うような方や、留学をされているような方のイメージなのか。

○事務局（香川国際文化観光局長）

外国籍県民というのは、日本の国籍はない、外国籍だけれども、今、神奈川にお住まいになっているという方である。具体的には、例えば仕事で来ている方もいらっしゃる。それから住み着いている方もいらっしゃる。留学生もいらっしゃるし、帯同とって一緒に来ている御家族の方もいらっしゃる。先ほど大下委員が大和市に多いとおっしゃったのは、難民受け入れをしていた時代もあり、難民センターが県央地域にはあったため、そういった方もいらっしゃる。今、172の国と地域の国籍の方々、約22万人が県内にいらっしゃるということである。国際課では日本語教育ということで、日本語を教えるだけでなく、日本で暮らすための習慣であるとか、文化、考え方といったものも含めて、習っていただくことが、地域生活に馴染んで、日本で暮らすことをより良くしていくのではないかと、といった取組をされており、逆にそういった外国籍の方と触れ合うことが、地域の住民にとって多文化理解になっていくのではないかと、といったような、多文化理解の取組も含めて実施している。

○内田委員

そういった内容の日本語教育であれば、よろしいのではないかと思います。

単純に外国人に日本語を教えるっていうだけの仕組みというのは、私もイタリア留学をしていたことがあるが、海外もおそらく、行政の取組として行っているところはないと思う。

文化の内容に踏み込んだ取組であれば、検討してもよろしいのではないかと思います。

○塚田委員

今お話しを色々伺っていて、なるほどと思うこともたくさんあるが、今、内田委員がおっしゃられたように、ただ日本語を教えるということではなくて、多文化理解ということが含まれるならば、ということは、全くごもっとも、と思ったが、それにしても、日本語教育という言葉がもし入ってしまうと、誤解というか、狭く理解されてしまうという印象を持った。

とりわけ文化芸術に係る施策に関する文章の中であれば、やはり今おっしゃられた、多文化理解、相互理解という文脈での活動を、何かしら意識していこうという方向性の方が馴染むのではないかと。

○蜂飼委員

今様々な御意見を伺って思ったことであるが、確かに日本語教育と明記されると、それが、先ほど事務局からも説明があったように、日本ででの生活に必要な言語習得をするという印象になる。

私は文学の方から関わらせていただいているが、これは思いつきのレベルかもしれないが、近代文学館が、例えば、短歌や俳句など日本の伝統的な言語文化に関わる活動ということで、教育というよりは、日本語を楽しむもの、日本語を通して、日本の伝統に触れる、というような、何か企画等をするといったことは考えられないか。

○伊藤委員

ここに関しても、もう少し具体的な方向が見えてこない、結論が出ない気がする。また、国際交流協会をはじめとして、NPOや近代文学館、図書館、様々な公共施設もあり、その辺との関わりの中で具体的な施策が出てくるのではないかと思うため、骨子案の時にどんな形でこれを入れるか、或いは日本語教育だけにしない言葉の使い方にするかどうか、御検討願いたい。

次に文化資源の活用に関して、である。文化観光の問題、これについて、いかがか。

○塚田委員

博物館法が改正されて文化観光の視点が入ることになった。これは、国の方針で、それを受けて県が何かしなければならぬ、というのはもともと、ということを前提で、お尋ねをするが、これは先ほど伊藤委員もおっしゃられたように、骨子のレベルで議論に出てくることだと思いが改めて美術館に勤めている人間として、申し上げたいことがある。

博物館法というものがそもそも何なのか、というのはあまり御存知ない方もいらっしゃるかもしれないが、専門職員、学芸員と言われるが、学芸員が1人しかいない施設、或いは2人くらいしかいない施設というのが、日本の美術館、博物館とかの平均である。

今、この横浜であると、横浜美術館という立派な美術館あるが、そういうのは本当に例外であり、事務職員含めて3人でやっている、というところが博物館の実態であるが、そういう実態は置いておくような形で、観光に資することをぜひやって欲しい、という施策になっている、というものが文化観光推進法の実態であると、私が文化庁の色々な審議会の傍聴等をしていて感じていたことである。

ただ決まってしまうものであるため、県としてそれを何も触れない、ということではできないことはもちろん分かるが、この神奈川県内でも、それこそ2人、3人でやっているけれども、何とか持ちこたえている博物館から、すぐそこにある横浜美術館のような大きなものまで、ものすごく多様な博物館があり、極めて小さな3人くらいでやっているような博物館が地元でネットワークを作ってやっている、というような実態をイメージしていただきながら、この文言、この文章を加えることについて、御検討をされたらいいと思った次第である。

○山田委員

私もこの法律の改正の中身については重々承知しており、承知した上で、文化観光の視点を入れることについては、憂慮するという立場である。理由は、例えば助成金を取るとか、金額を採決する際に、これはインバウンドに資するか、これは資さないから減額する、ということが起きやすくなってしまうことが十分に考えられる。そういう観点で、これまでの伝統ある神奈川の文化事業が減っていくかもしれない、とまでは言わないが、あまり好ましくないことになるのではないかと思う。

いずれにせよ、法律ができたからには、国の法制度の枠の中にあるわけであるから、言わなくても関係してくるわけで、わざわざここに上乘せして県が明文化することについては、憂慮する。

○伊藤委員

これについても、言い回しが結構重要になってくると思うので、また、骨子案のレベルでの議論になってくると思う。

以下、私の個人的な意見であるが、文化施設を拠点として周遊を作っていく、ということ自体、やり方によっては面白くなるのではないかと思う。特に神奈川県の場合、何度もこれも議論になっているが、どうしても横浜中心で、県西、県央については文化施設も少ないし、これを入れたとしたら、本当に県央、県西に、そういうことが叶うような文化施設を、県としても考えていただく。そうすることによって、これが生きてくる、という気がする。それがない限り、横浜中心、あるいはせいぜい鎌倉あたりで止まってしまうのであれば、少し気になるころではある。

○中村委員

どうしても日本の文化政策で観光という言葉を使うと、先ほど山田委員がおっしゃったような「インバウンドに資する」という文脈で使われるがちだが、本来「観光」には「その（国の）光を観る」という、相手の国ひいては他者を知るという語源がある。神奈川県文化政策の所管は国際文化観光局だが、国際交流のような、今と違う価値観に出会う、他者を知ることによって自らの理解を深める、そういう文化交流に近いニュアンスも本来なら「観光」に載せることもできる、そういう言葉である。もし神奈川県として取り組むのであれば、単なる経済効果ねらいの観光ではないということ、そこをぜひ骨子案で言語化していただけると心強いと思う。

○伊藤委員

そういう意味も交えて神奈川らしい観光の視点ということが、きちんと確立されたものが考えられると思う。これも骨子案のレベルになった段階で、再度議論していきたい。

最後にもう一つ、情報通信技術の活用に関して、これは対応案としては、整理することを検討するという形になっているが、御意見あるか。

これについては特に異存はないと思うが、整理することは必要だと思う。

では2、3、4の三つの問題については、骨子案レベルでもう一度検討していきたい。

それでは5分程度の休憩に入る。

○伊藤委員

再開する。次に資料1-4と1-5についてであるが、現計画との比較で作成している。大きく変わったところとしては、現計画の重点施策2について、子どもと高齢者、障がい者が一つであったものを、次期計画では重点2に子ども、重点3に高齢者、障がい者と分けている。このことも含めて御意見はないか。

○事務局（香川国際文化観光局長）

神奈川県では今年度、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を制定した。この条例については、障がい者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びに繋がり、その実践こそが「当事者目線の障害福祉」である、という認識の下、制定したものである。

文化芸術振興計画でも障がい者に対する取組は重点施策として実施してきたが、こういった視点に基づく取組についても、御意見いただきたい。

○内田委員

私はイベントの開催などを行っているが、補助がない形で自立できる運営をしたいと思っている。しかし、現状はコロナの影響はあると感じている状況である。計画には、高齢者の方、障がい者の方、子どもたちという、そういった視点は盛り込まれていると思うが、実際に、日本、もちろん、神奈川県も、音大を卒業する人たちがたくさんいて、芸術活動されている音楽家や演劇とか、芸術活動される若い人たちがたくさんいると思うが、私のところに相談にいらっしゃる人たちはすごく活動に苦戦しているというか、そういう人がすごく多くいる。そういった人たちの支援みたいなものや、サポートだったりというのは盛り込まれたりするのか、と感じた。

○事務局（赤池文化課長）

コロナ禍を受けて、文化芸術活動の継続というのはとても大事であると考えた。そこで今回、重点施策5の中の、ポツの3つ目の下線になるが、文化技術活動の継続のための支援ということで、

今実施している補助制度や、発表できる場の提供を、こちらに位置付けたいと考えている。

○平野委員

重点施策2のところであるが、子ども向けアウトリーチワークショップ、文化芸術活動に関わる人材の育成について、私の経験であるが、邦楽の演奏を子どもたちに聴かせる、とか、文科省の指導要領に則ってそういった関心を普及啓発するよりも、例えば運動場の真ん中で和太鼓を取り囲むように子どもたちに座らせて実施したときに、その中で和太鼓をやりたいという子どもたちがたくさん出てきた。

そのため、このアウトリーチの中でも、おざなりのものを聞かせるとか、子どももできるワークショップではなく、本物を与えるということ、その感動が、子どもの中から、私は吉田兄弟みたいに津軽三味線やりたいとか、和太鼓叩きたいとか、そういうことが出てくるとしたら、それが人材の育成にも繋がるのではないかと思った。本物を与えて欲しい、ということである。

○石田委員

先ほどの内田委員の御意見と重なる部分があるが、先ほどの課長の説明では、重点施策5に継続支援という言葉が入っているということを知った。が、資料1-4を見ると、基本的な施策と重点施策の矢印のところ、条例の6条県民の文化芸術活動の充実とか、第8条の芸術家等の育成に関する支援、文化芸術団体の育成等という、いわゆる文化振興に当たる部分が重点5にかかっていない。

内田委員がおっしゃった、困っている文化芸術活動をしている方をどうにかしないといけない、に対する回答ではあるが、やはり私の立場としては、県民が創造活動だとか、演出活動を発表するとか、そういったことに関しても目配りをする必要があるのではないかと思う。そう見たときに、重点施策1から5の中に見いだしにくい。

伝統的な文化芸術の保存・継承・育成、子ども、高齢者・障がい者、国際観光というものがあって、あとは環境整備、ハード面とか、施設の機能としての人材育成とか、ある意味限定的な表現となっている。

重点5で文化芸術活動継続ということに関しては言われているが、そこに押し込めてしまうのは、少し弱い、という印象を持った。

○事務局（赤池文化課長）

重点施策を考えるときに、実施している事業との関連で整理したところがあり、資料1-4の繋がりで見たときに、線が正しく引けているのかと、私も今思ったところがある。条例とその位置付けをもう一度、少しお時間いただいて、再整理させていただきたい。

○久野委員

新しい2024年度の改定計画と現行計画を比較して、重点施策5の下から2番目の「市町村・文化芸術団体等との連携・協力」が消えていることに気が付いた。

本日、前半等のお話し伺っていると、例えば文化部活動の地域移行とか、小規模の博物館の活動といったものを考えると、やはり市町村の連携というのは外せないと思う。

それから先ほど局長からもお話があった、当事者目線という視点からも、やはり住んでいる方々の身近にいるのは市町村の方々であり、やはり市町村の方々が一番、今地域でなにが起こっているのか、という情報をお持ちかと思うため、やはりその連携をして、何が障害になっているのか、というような情報を吸い上げるような仕組みが必要なのではないか。ぜひ、入れていただいたら良いかと思う。

○事務局（赤池文化課長）

市町村、それからもちろん団体との連携というのは、とても大切なことだと思っている。今まで重点に位置付けていたため、外すと後退したようなイメージがあるかと思うが、逆に、上げる、という変な言い方であるが、既存の計画でも20ページをお開きいただくと、その計画を進めるにあたり、この推進体制の中で市町村との連携や、アーティスト、それから団体との連携について書かせていただいております、市町村との連携は事業として進めるというのではなく、このすべての事業を進めるにあって不可欠なもの、全体に係るもの、という位置づけが相応しいのではないかと思います、今回のような整理をさせていただけたらと考えている。最初の説明が不足しており申し訳ないが、あえて重点という形ではなく、進めていきたいと考えている。

○伊藤委員

議論をするときに、この推進体制という話は最後の章なので、ほとんど議論されないままやっているが、今回はぜひこの話なんかも、声があれば強化していくことも考えたい。

○久野委員

連携する、ということ、計画の方で見えるような形であればいいと思う。

○蜂飼委員

先ほどの久野委員の御発言にも関わること、総合的なことになるが、県民目線かどうかということや、久野委員がおっしゃった地域ということが消えていることに関して、重点2の「共生×文化」のあらゆる人の、という言葉が、今回、それは二つに分けてそれぞれを更に重点化させた、ということで、変わっているわけであるが、それによって、あらゆる人という言葉が消えてしまったということになってしまい、それがどうも県民全体の視点というものが、実際には含まれているはずなのに文言としては逆に見えなくなってしまった、ということが起きているのかと思った。

○事務局（赤池文化課長）

2つ前計画で、子どもという重点があったが、現行の計画において、子どもや障がい者、高齢者等「あらゆる人」と入れさせていただいた。体系であるが、条例を受けた計画となっており、計画には、文化振興のための「基本的施策」があり、そのうちの重点的に取り組むところが今の「重点施策」となっている。「あらゆる人」の文化芸術活動の充実となると、すべての事業が位置付けしてしまうことに、気が付いた。

計画については毎年夏に進行管理ということで、実績で、いろいろな事業を実施しているというところでお見せして、評価いただいているところであるが、すべての人を対象にするのは当然のことで、重点ではなく、「基本的施策」ではないかという考え方から、修正した。あらゆる人にとって確保できることは大切ではあるが、あえて重点で打ち出すのは、やはり子どもであるとか、障がい者、外国籍県民というところに特化する方が、重点施策のあり方として相応しいのではないかと、という形で2分割するとともに、あらゆる人という言葉を取ったというところがある。

○関口委員

初歩的な質問であるが、神奈川県を見ると、横浜市とか川崎市みたいな大都市のほか、市町村が色々あって、相当色んな蓄積があるところで、地域性という言葉で一くくりにしてきているが、具体的な大きい体制、各市町村への対応というか、行政内容について、具体的にどのようになっているのか。大きな都市はたくさん予算を持っているが、そうでないところや、県としての支援はどのようにやっているのか。

○事務局（赤池文化課長）

この計画については、基本的に県の取り組むことを定めている。計画によっては、県の計画において、県と市町村の役割を定めた計画もあるが、この計画については、県がこうする、という形での計画になっている。その中において、子どもや障がい者などの分野での記載はあるが、横浜市に対しては大きい都市だからこう、というエリアでの濃淡を特段つけているところはない。伝統文化とかそういう分野ではやっているが、連携して一緒に文化振興をしていこう、ということはさせていただいているが、県から、そのエリアに応じた濃淡をつけた施策という考え方は、こちらの計画では、入れてないところである。

○中村委員

現行計画の8ページを見ていたが、エリアに応じた内容を、課題の部分には結構書いているのではないかと。重点施策の資料1-5のように、重点施策だけ取り出して見ていると、地域性が見えないというか、神奈川でも他の県でも同じような書き方になってしまっているのは、御指摘いただいたとおりでと思う。

現行の計画では、例えば8ページの重点施策1の課題のところでは、「湘南地域では」「県央地域では」という書き方をされていたかと思う。このような書き方が次の計画でも踏襲されて、課題のところではもう少し地域ごとの課題を計画本文で明文化しつつ、重点施策としては地域性をまとめた一般的な書きぶりになるのか。

○事務局（赤池文化課長）

伝統芸能のところについては、おっしゃるとおり、エリアについて記載があるが、先ほどの人口減少や高齢化と言ったときに、もしかしたら全てのエリアが対象になってくる可能性もある。県も人口減少時代になり、当初は横須賀・三浦エリアとか、特に県西は消滅してしまうかも、という話があった。人口減少が早く進んでいるため、特に人口減少が著しいところについては、地域の貴重な文化財、伝統芸能が失われる可能性が高いというところで、そういう傾向を見ているということが実態である。今後の計画においても同じような考え方で記載になるかとは思っている。ただ、実際には、人口減少が割と県自体で進んできているというところもあるので、その辺の濃度は少し変わってくるかもしれない。

○中村委員

県の中の一部の問題だったものが、全県的な問題になってきているということか。

○事務局（赤池文化課長）

そうである。一部で伸びているところはあるが、横浜市ですら、というところがある。

○伊藤委員

私も個人的な意見で言いたいですが、伝統芸能についてはきちんと書かれているが、生活文化、或いは現代的なアート活動、地域の個性を作っていく活動を、県の立場からどのように支援していくのか、というようなことは、もう少し議論してもいいのかなという気がする。

それは文化施設の分散ということも考えてくるが、それだけではなく、施設を作ればカネがかかることがあるから、それぞれ地域で頑張っている方々、NPOだとか文化団体の活動とかもサポートしていくようなことを、もう少しきちんと県として考えた方がいいのではないかと。

それからもう一つ、「あらゆる」という言葉に関して、であるが、例えば外国籍県民の話に触れたときもそうであったが、重点施策の3に入るのか4に入るのか、結構揉める。そもそも外国籍県民が入っているのか入っていないのか、外国籍県民は多文化理解の方に含めて良いのかどうか、落

ちてしまう感じがあるように感じる。

さらに山田委員からあった経済的な問題に関わる部分であると思うが、文化芸術基本法が改正された中でも、「経済的な状況にかかわらず」という言葉が明記されている。そういう意味で例えば、そういう人たちに対する支援も結構重要になってくると思う。

「あらゆる」という言葉は使い方が難しいが、下手に使ってしまうと何でもかんでもアリになってしまう、という考え方もあると思うが、SDGsの考え方のように、取りこぼしが無い、という視点をどこかで補った方がいい、と思う。

次回の骨子案、それから素案の場合にはほぼ完成形になってくるが、あと2回、議論ができる。具体的な姿になった方が言いやすい部分もあると思うが、これだけは今日言っておきたいということであれば、ぜひお願いしたい。

○塚田委員

先ほどから色々な委員がおっしゃっていることに類似したことにはなるが、消えてしまった市町村・文化芸術団体の連携はやはり気になるため、申し上げたいと思う。

今現在、その2024の改定計画で、文化芸術活動継続のための支援ということの中に吸収されている、ということであったが、特にコロナ禍以降、本当に経済格差が進み、一般市民とそれからアートに関わる方々みんな困っているという状況の中で、アートの活動をしたい人の支援をする団体、人にきちんと県が目を向けている、ということをも明記することはすごく重要なことだと思う。

というのは、県は大きい組織体であり、どうしたって施設に目が向くとか、施設で何かやるとか、施設から地域に目を向けさせる、ということはお得意だとは思いますが、神奈川県はこれだけ文化施設がたくさんあり、すでに人材も、中間支援の人材がたくさん育っているようなことを考えると、まさにその中間支援をされている方々も実は文化の当事者であると、神奈川県の場合とはとらえていいのではないかと。

受益者の県民の中には、文化活動を支えているコーディネーターの方も入っているということも考えて、その人たち、中間支援に入っている市民をしっかりと支援することが早道だと思うし、そういうことを謳っていく方がいいのではないかと考えた。

○大下委員

市町村、あるいは文化芸術団体、相互の「連携」ということを、表出していった方がよいと考える。人口減少は確実に到来する未来であり、現状の財政規模は維持できなくなり、事業や施設の運営も難しくなることが想定され、「連携」しないと存続していけなくなるのではないかと危惧している。また、文化芸術の嗜好性も時代とともに異なり、三曲、詩吟、茶道、生け花、書道等の伝統芸能を習う子どもは減少している。

今後は、文化芸術の部門別の垣根や活動の場である地域を超えて「連携」していかないと更なる展開は難しいのではないかと。そういうことを、俯瞰的に県の方で調整ではないが、マネジメントしてもらえると、県民の目線で見れば、広域的に文化芸術の振興につながっていくのではないかと考える。

○伊藤委員

色々出たので、次回の骨子案、それから素案の中で、より具体的な記述について議論していきたいと思う。時間が来ているため議題については終了する。

それでは、その他として3つの事項が打ち出されているが、(1)の地域クラブ活動については議題1の中で、すでに説明があったので省き、(2)の神奈川県立県民ホールのあり方の検討について、事務局から説明をお願いしたい。

その他 (2)神奈川県立県民ホールのあり方の検討について
事務局から資料3について説明後、次のとおり意見交換を行った。

○伊藤委員

この件については審議事項ではないが、質問等があればお願いしたい。

○関口委員

質問であるが、県民ホールはつい去年、一昨年くらいに耐震構造等の保守・点検のような設備工事を実施した。

それとの兼ね合いで言うと、どのようなものなのか。

○事務局（赤池文化課長）

もともとホール等については1回建てたら終わり、ということではない。設備が古くなっていくため、色々な改修が必要になるかと思うし、耐震性については補強が必要ということで対応しているが、やはり他の施設でも最近では工事が進んでいるが、特定天井の問題とか、色々ある。また、バリアフリーの関係でも、要望も多かかったりするので、そういった意味できちんと公立の施設として持つべき機能をどのような形で持つ必要があるのか、というところから少し検討を始めたという情報提供になる。

○関口委員

それはスクラップ&ビルドも含めてか。

○事務局（赤池文化課長）

そうである。

幅広く考えていかないといけない、と検討を始めたところで、まだ方針は決まっていないため、必要性から検討しているところである。

○久野委員

県民ホールはすごく象徴的な建物で、利用させていただいたりもした。

あり方の検討ということで、どこから検討していらっしゃるのか。

これから先、大型のものが必要か、根本的なところからあり方の検討をしているのか、方向性はこれまでのものとしながら、なのか、教えていただきたい。

○事務局（赤池文化課長）

根本から施設のあり方について今検討を始めようとしている。

○久野委員

では必要か必要ではないか、というところからか。

○事務局（赤池文化課長）

そのとおりである。

○内田委員

近くにKAATがあると思うが、そことの差別化というか、方向性は教えていただけるか。

○事務局（赤池文化課長）

現状の使い方という意味から言うと、K A A Tの方はどちらかと言うと創造型劇場で、精力的に新しいものを作っていき、というところが大きな目的となっている。

県民ホールはどちらかと言うと、本当に多くの方に、県民はじめ、高校生の発表にも使っていただいております、プロのアーティストの方も公演していただいている。多目的で色々な使い方をしてもらっている、というところで少し違いがある。

○内田委員

そこさえも変えるということか。

○事務局（赤池文化課長）

県の場合、施設が古くなってきたため、大規模改修するのか、新しく建て直すのかという時には、税金を使っていく話であるため、そもそも必要なのか、というところから検討するのは、ある意味、当然のところである。

まだ検討を始めたばかりであり、今回は検討始めた、という報告である。

○内田委員

結構大きなイベントとかでも使われていて、大きいホールも、県にメリットがあるならいいと思うし、市民向けの使いやすいついていうことで考えると、2,000人はちょっと大きいかな、という感じなので、どのようにしていきたいか、お伺いできればと思った。

○平野委員

クラシック系のバレエとかオペラは県民ホールということになるが、オーケストラのホールとしては非常にいいホールではない。

県立音楽堂は非常にここ最近頑張っていて素晴らしい。独自の企画で東京の方から、かなり質の高いものが県立音楽堂のイベントに来ている。

そういった意味からすると県民ホール発信の独自のものってあまりない。その辺のソフト面と、オーケストラ業界からすると2,000人の規模で、オーケストラの演奏会ができるとすれば、みなとみらいホールとかミュージアム川崎に匹敵するようなホールになって欲しいと思う。

それからエスカレーター、エレベーターもない。お年寄りが多いので、高い方の階段は危ないし、横にだだっ広いだけのホールになってしまわないよう、もう少し良いホールになってほしい。

K A A Tと音楽堂と棲み分けして使えるのがいいと思う。

○伊藤委員

県民ホールに関しては、皆さん関心が深いと思うが、県の方針が見えてきたら、審議会が相応しかどうか分からないが、ぜひ、県民を交えた検討会等を作っていただいで、色々な角度から検討していただきたい。

次に、参考情報提供について事務局からの説明をお願いします。

その他 参考情報提供について

事務局から参考資料1～5について説明。

○伊藤委員

特に御意見がなければ、本日は終了する。